

## 監事監査報告書

2026年6月3日

学校法人武蔵野美術大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人武蔵野美術大学

監事（常勤）

浅見 和之



監事

小松 哲



監事

魚谷 信行



私たち学校法人武蔵野美術大学の監事は、私立学校法（2025年4月1日施行）第52条第1項第1号、学校法人武蔵野美術大学寄附行為第28条及び学校法人武蔵野美術大学監事監査規則第4条に基づき、学校法人武蔵野美術大学の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

### 1. 監査方法の概要

理事会、評議員会に出席し、理事及び職員等から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査するとともに、監査チームとの連携のもと内部監査結果の報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

また、事業報告書に記載されている理事の職務の執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第13条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

計算関係書類及び財産目録については会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（私立学校法施行規則第37条3号）を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

## 2. 監査結果

### (1) 事業報告書等の監査結果

事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い本法人の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

内部統制体制に関する理事会決議の内容は相当であり、内部統制体制に関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人（東邦監査法人）の監査の方法及び結果は相当であることを認めます。

以上